

オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する
植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>別表2</u> の付表第3のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。） <u>別表1</u> の付表第3のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。